

福岡県次世代育成支援行動計画
福岡県子ども・子育て支援事業支援計画

第2期「ふくおか子ども・子育て応援総合プラン」

計画書（案）

第3章 教育・保育の確保方策等

第3章 教育・保育の確保方策等

県では、「子ども・子育て支援新制度」の実施主体である市町村の円滑な取組みを支援するため、広域調整や専門的な支援を行い、保育の量を増やし待機児童の早期解消を図るとともに、教育や保育、地域の様々な子育て支援の量の拡充及び質の向上を進めます。

1 教育・保育の提供体制

(1) 区域の設定

「子ども・子育て支援新制度」において、県は教育・保育の量の見込みと提供体制を定める単位として、区域を設定することとなっています。

県では、認定こども園、幼稚園、保育所等の広域利用の状況等を踏まえ次のとおり設定します。

なお、各教育・保育施設の利用について、区域を越えた利用を妨げるものではありません。

【区域一覧】

区域	構成市町村
福岡	福岡市、糸島市
粕屋	古賀市、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町
宗像	宗像市、福津市
筑紫	筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、那珂川市
朝倉	朝倉市、筑前町、東峰村
久留米	久留米市、大川市、小郡市、うきは市、大刀洗町、大木町
八女・筑後	八女市、筑後市、広川町
有明	大牟田市、柳川市、みやま市
飯塚	飯塚市、嘉麻市、桂川町
直方・鞍手	直方市、宮若市、小竹町、鞍手町
田川	田川市、香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、赤村、福智町
北九州	北九州市、中間市、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町
京築	行橋市、豊前市、苅田町、みやこ町、吉富町、上毛町、築上町

(2)教育・保育の量の見込みと提供体制

県全域及び県設定区域について、認定区分ごとの教育・保育の量の見込みと提供体制を定めます。

各年度における教育・保育の量の見込み及び提供体制については、市町村子ども・子育て支援事業計画における数値を、県の設定区域ごとに集計した数値を計上しています。

※用語等について

用語	内容
量の見込み	就学前子どものうち、教育・保育を必要もしくは希望する子どもの人数
提供体制	教育・保育を提供する認定こども園、幼稚園、保育所等の施設の定員数
1号認定	満3歳以上の子どもで、教育標準時間認定を受けた場合
2号認定	満3歳以上の子どもで、保育認定を受けた場合
3号認定	満3歳未満の子どもで、保育認定を受けた場合
特定教育・保育施設	子ども・子育て支援新制度に移行した認定こども園、幼稚園、保育所
確認を受けない幼稚園	子ども・子育て支援新制度に移行しない幼稚園
幼稚園及び預かり保育 (長時間・通年)	幼稚園において、保育の受け皿の確保方策として、通常の就園時間を延長して満3歳以上の子どもを受け入れるもの
一時預かり事業(幼稚園Ⅱ型)	幼稚園において、保育を必要とする2歳児を定期的に受け入れる事業
届出保育施設	保育所と同様の業務を目的とする施設であって、知事(指定都市及び中核市の市長を含む。)から認可を受けていないもの(いわゆる認可外保育施設)。 次ページの表の提供体制には、自治体が独自に運営費の補助をしている施設についてのみ計上(下記の「企業主導型保育施設の地域枠」を除く)。
企業主導型保育施設の地域枠	企業主導型保育施設が地域住民向けに定員の50%以内で設定するもの
特定地域型保育事業	小規模保育事業所、家庭的保育所、地域枠を設ける事業所内保育事業所、居宅訪問型保育事業所

教育・保育の量の見込み及び提供体制【全県合計】

(単位:人)

	2020(令和2)年度				2021(令和3)年度			
	1号認定	2号認定		3号認定	1号認定	2号認定		3号認定
		教育ニーズ	保育ニーズ			教育ニーズ	保育ニーズ	
量の見込み①	58,078	74,532		60,418	56,382	74,676		60,659
		4,691	69,841			4,626	70,050	
提供体制②	70,149	72,573		60,800	68,982	73,859		61,969
計	70,149	72,573		60,800	68,982	73,859		61,969
特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)	20,810	71,499		54,172	21,478	72,684		55,072
確認を受けない幼稚園	34,448				33,085			
幼稚園及び預かり保育 (長時間・通年)	14,891				14,419			
一時預かり事業(幼稚園Ⅱ型)				150				160
届出保育施設		224		189		224		189
企業主導型保育施設の地域枠		850		1,756		951		1,890
特定地域型保育				4,533				4,658
過不足(②-①)	12,071	△ 1,959		382	12,600	△ 817		1,310

	2022(令和4)年度				2023(令和5)年度			
	1号認定	2号認定		3号認定	1号認定	2号認定		3号認定
		教育ニーズ	保育ニーズ			教育ニーズ	保育ニーズ	
量の見込み①	54,180	74,045		61,250	52,555	73,957		61,490
		4,535	69,510			4,446	69,511	
提供体制②	67,655	74,569		62,912	66,691	75,112		63,508
計	67,655	74,569		62,912	66,691	75,112		63,508
特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)	21,539	73,322		55,909	21,623	73,793		56,457
確認を受けない幼稚園	31,827				31,179			
幼稚園及び預かり保育 (長時間・通年)	14,289				13,889			
一時預かり事業(幼稚園Ⅱ型)				170				170
届出保育施設		224		189		224		189
企業主導型保育施設の地域枠		1,023		1,971		1,095		2,019
特定地域型保育				4,673				4,673
過不足(②-①)	13,475	524		1,662	14,136	1,155		2,018

	2024(令和6)年度			
	1号認定	2号認定		3号認定
		教育ニーズ	保育ニーズ	
量の見込み①	50,901	73,868		61,838
		4,392	69,476	
提供体制②	65,645	75,788		64,130
計	65,645	75,788		64,130
特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)	21,888	74,397		56,982
確認を受けない幼稚園	29,950			
幼稚園及び預かり保育 (長時間・通年)	13,807			
一時預かり事業(幼稚園Ⅱ型)				180
届出保育施設		224		189
企業主導型保育施設の地域枠		1,167		2,067
特定地域型保育				4,712
過不足(②-①)	14,744	1,920		2,292

※2号認定のうち教育の利用希望が強い者は、幼稚園を利用し、実際の不足は解消されていく見込みです。

※各区域別の「教育・保育の量の見込み及び提供体制」については、130ページから158ページに記載しています。

保育認定(2号+3号)の量の見込み及び提供体制【全県合計】

(単位:人)

	2020(令和2)年度	2021(令和3)年度
	保育認定(2号+3号)	
量の見込み①	134,950	135,335
提供体制②	133,373	135,828
過不足(②-①)	△ 1,577	

	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度
	保育認定(2号+3号)	
量の見込み①	135,295	135,447
提供体制②	137,481	138,620
過不足(②-①)	2,186	

	2024(令和6)年度
	保育認定(2号+3号)
量の見込み①	135,706
提供体制②	139,918
過不足(②-①)	4,212

(3) 県の認可・認定に関する需給調整の考え方

① 基本的な考え方

県は、認定こども園の認可又は認定若しくは保育所の認可を申請した施設が適格性、認可・認定の基準を満たす場合は認可・認定をします。

ただし、当該認定こども園、保育所が所在する県設定区域における教育・保育施設の量の見込みが、県計画で定める提供体制の総数に既に達しているか、または認可・認定によってこれを超えることと認める場合には、需給調整を行います。

なお、政令市（北九州市、福岡市）及び中核市（久留米市）の各市内の認定こども園の認可又は認定若しくは保育所の認可については、それぞれの市が行います。

② 幼稚園又は保育所が認定こども園に移行する場合の需給調整

認定こども園は幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等に関わらず、柔軟に子どもを受け入れられる施設であり、地域の子育て支援を担うことから、その普及を図ることが必要です。

そのため、認定こども園の設置にあたっては、県計画で定める量の見込みが提供体制の総数に既に達しているか、または認可・認定によって量の見込みを超えることとなる地域においても、認可・認定基準を満たす限り、現在の施設の利用状況や認定こども園への移行に関する意向、教育・保育の実施主体である市町村の考え方等を踏まえ、認可・認定を行います。

なお、政令市（北九州市、福岡市）及び中核市（久留米市）については、それぞれの市が認可・認定を行います。

2 教育・保育の一体的提供

(1) 認定こども園の普及

認定こども園は、幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等に関わらず、柔軟に子どもを受け入れられる施設であり、地域の子育て支援の役割を担うことから、認定こども園の普及を図ります。

(2) 認定こども園への移行に対する支援

- ① 認定こども園を目指す幼稚園や保育所に対し、必要となる施設整備に係る国庫補助制度等の情報提供と利用促進に努めます。
- ② 幼保連携型認定こども園で、子どもの教育・保育に従事するには、幼稚園教諭免許と保育士資格の両方を持つ「保育教諭」であることが必要であるため、幼稚園教諭免許状及び保育士資格の併有を促進します。
- ③ 認定こども園、幼稚園、保育所の教職員を対象とした研修を充実させ、教育・保育を一体的に提供する施設で従事する職員の育成を図ります。

3 地域子ども・子育て支援事業

市町村は、子ども・子育て家庭等を対象とする事業として地域の実情に応じ、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って「地域子ども・子育て支援事業」に取り組むこととなります。

県では、これらの事業が円滑に実施できるよう、助言・援助等必要な支援を行います。

なお、「地域子ども・子育て支援事業」は、以下の 13 の事業が用意されており、市町村は地域の実情を踏まえて、事業の全部もしくは一部を実施します。

「地域子ども・子育て支援事業」として法定されている 13 の事業

(1)利用者支援事業

子どもや保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用について情報収集を行うとともに、それらの利用にあたっての相談に応じ、必要な助言を行い、関係機関等との連絡調整等を実施する事業。

(2)地域子育て支援拠点事業

家庭や地域における子育て機能の低下や、子育て中の親の孤独感や負担感の増大等に対応するため、地域の子育て中の親子の交流促進や育児相談等を行う事業。

(3)妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業。

(4)乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業。

(5)養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業。

○子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

要保護児童対策地域協議会(子どもを守るネットワーク)の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員(関係機関)の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る事業。

(6)子育て短期支援事業

母子家庭等が安心して子育てしながら働くことができる環境を整備するため、一定の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童を児童養護施設等で預かる短期入所生活援助(ショートステイ)事業、夜間養護等(トワイライトステイ)事業。

(7)子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けたい者と当該援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。

(8)一時預かり事業

家庭において一時的に保育を受けることが困難になった乳幼児について、保育所、幼稚園その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業。

(9)延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所等で引き続き保育を実施する事業。

(10)病児保育事業

病気の児童について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う事業。

(11)放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室や児童館等において適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業。

(12)実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業。

(13)多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

新規参入事業者に対する相談・助言等巡回支援や、私学助成(幼稚園特別支援教育経費)や障がい児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受け入れるための職員の加配を促進するための事業。

4 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の従事者の確保及び資質の向上

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供に当たって基本となるのは人材であり、従事者の確保及び資質の向上は大変重要です。県は、このための中心的な役割を担っていることから、従事者の確保及び資質の向上に取り組めます。

(1) 特定教育・保育、地域型保育の従事者

- ① 新たな人材確保のため、保育士養成施設に対して新規学卒者の県内認定こども園・保育所等への就職の働きかけを行います。
- ② 利用児童数の増加等に対応する保育士確保のため、「福岡県保育士就職支援センター」において、就労に関する相談や就職先の紹介、斡旋を行うほか、潜在保育士に対する体験研修の実施などを行います。
- ③ 経験豊富な保育士等の離職を防ぐため、処遇改善など労働環境の整備に向けた取組を進めます。
- ④ 保育士等の専門性の向上を図るとともに、処遇改善に向けた保育士等キャリアアップ研修を実施します。
- ⑤ 保育教諭確保のため、幼稚園教諭免許及び保育士資格、両方の取得のための支援を行います。
- ⑥ 教育・保育従事者の資質向上を図るため、認定こども園、幼稚園、保育所それぞれの課題に応じた研修の充実に努めます。

【教育・保育に従事する人材の必要見込み人数】

保育士、幼稚園教諭等の必要見込み数については、教育・保育の提供体制を踏まえた年齢別の職員配置基準を基に、これまでの職員配置の現状等を踏まえて必要数を算出しています。

(単位:人)

	2020(令和2) 年度	2021(令和3) 年度	2022(令和4) 年度	2023(令和5) 年度	2024(令和6) 年度
保育士・ 保育教諭	23,853	23,962	24,119	24,212	24,338
幼稚園教諭	5,285	5,131	4,930	4,783	4,632

(2)地域子ども・子育て支援事業の従事者

- ① 放課後児童クラブを利用する子どもの健全な育成と遊び及び生活の支援を行うため、放課後児童支援員として必要な知識・技能の習得を目的とした放課後児童支援員認定資格研修を行うとともに、放課後児童支援員の資質向上を図るための研修を行います。
- ② 豊かな経験や知識を持ち、子育て支援に意欲がある高齢者を「ふくおか子育てマイスター」に認定し、地域の様々な子育て支援分野での活躍を促進します。
- ③ 幅広い子育て支援分野において、経験豊かな地域の人材が幅広く活躍できるよう、必要な知識・技術を習得するための子育て支援員認定研修を行います。